

2026 年度秋期 新規研究会設置申請について（2026 年 10 月 11 日改訂）

締め切り：2026年 11月20日（金）12:00まで

「研究会設置申請書.xlsx」を学会ホームページ

（https://jasias.jp/wp-content/uploads/2026/10/application_sg.xlsx）よりダウンロードし、別紙資料とともに電子メールにて、映像学会事務局（送信先アドレス：office@jasias.jp）に申請を行なってください。

研究会の設置については以下のガイドラインに基づいてお考えください。

<ガイドライン>

- * 映像学会の研究会活動であることを踏まえ、研究テーマが本学会の目的に沿い、多くの会員による研究や交流へと展開しうるものであること。
- * 上記の趣旨に鑑み、研究会運営が特定の個人に偏りすぎないように、特定の会員が複数の研究会において代表を兼任することは、原則として認めない。
- * 研究会の継続性が担保されるよう、複数の運営構成員が適切に役割を分担できる体制であること。
- * 研究会活動に準じる実績がない場合には、研究テーマに関する専門的な知見または研究実績を有する会員が運営構成員に含まれていること。

<その他>

- * 申請書にある代表及び運営構成員とは別に、参加を予定している会員リストも添付してください。
なお、運営構成員に会費納付の遅滞がないことを確認してください。
- * 申請された研究会の当該テーマにおける研究活動（勉強会や準備会など）が実施されている場合には、その実績を別紙資料として提出してください。
- * 日本映像学会HP会員ページ内「日本映像学会規定集」掲載の「日本映像学会研究会規定」
（https://jasias.jp/doc/wp-content/uploads/2026/10/Operational-regulations_sg_20261011.pdf）もご参照ください。
- * なお、新規研究会で研究活動助成費用に応募を希望する場合は、公募の詳細を確認し、該当する応募書類を別途ご提出ください。

以上

日本映像学会研究企画委員会
〒176-8525
東京都練馬区旭丘2-42-1
日本大学芸術学部内